

部会における検討事項に係る報告について

第 1 参入促進部会における検討事項

1 介護助手等普及推進に係る事業の実施について

(1) 検討内容

令和 5 年度から基金の新規メニューとして創設された「介護助手等普及推進事業」について、当該事業に係る本県の方針について検討を行った。

(2) 協議会への報告事項

事業内容としては、福祉人材センターに「介護助手等普及推進員」を配置、あるいは介護助手等普及推進に係る業務を外部に委託して、介護助手等普及推進に係る周知活動を行い、働きかけを行うこととされている。

しかし、本県では既に介護助手として働くことについて入門的研修の研修内容に入れているほか、福祉人材センターに配置している就職支援専門員及び人材開拓員による、介護助手も含めた介護分野への就職希望者と介護事業所のマッチングを含む就職支援等を行っており、また、介護助手を含む多様な担い手による多様な働き方の導入について介護事業所へ働きかけを行う事業を既に実施している。

以上のことから、改めて介護助手に特化した新たな普及推進員を設置し、働きかけを行う必要性は低いものと考えられるため、既存事業を活用して今後も介護助手の普及推進を図っていくこととしたい。

第 2 環境改善・人材育成部会における検討事項

1 ノーリフティングケア普及促進事業の実施について

(1) 検討内容

介護される側・する側双方の健康的な生活を保障できるケアを実践することを目的としたノーリフティングケアの普及促進に係る今後の方針について検討を行った。

(2) 協議会への報告事項

これまでに、ノーリフティングケアを広く周知するためのノーリフティングケアフォーラム、ノーリフティングケアを円滑に導入するためのモデル施設を対象としたマネジメント研修、ノーリフティングケア普及のリーダー施設を創出する指導者養成研修等を実施し、令和 3 年度にはノーリフティングケアの普及促進に向け、各地域で情報の共有・発信等を担う地域連絡協議会を立ち上げ、その活動を支援してきた。

これまでの取り組みで、各地域におけるノーリフティングケアの横展開の基盤ができたと考えられるため、令和 5 年度以降はノーリフティングケアの取組の成果について県内に広く横展開を図るとともに、取組の継続を維持するため、モデル施設に対するフォローアップ研修を行うこととしたい。その際、ノーリフティングケアが入所系の施設のみの取組と誤認されないよう、すべての事業所を対象に支援を行っていくこととしたい。

第3 両部会における共通検討事項

1 人材育成等に取り組む介護事業者の認証評価制度について（地域医療介護総合確保基金メニュー）

（1）検討内容

職員の人材育成や就労環境等の改善につながる介護事業者の取組について、都道府県が基準に基づく評価を行い、一定の水準を満たした介護事業所に対して認証を付与する制度。令和2年度及び令和3年度の検討内容を踏まえて、引き続き検討を行った。

（2）協議会への報告事項

① 制度全体に係る方針について

- 認証取得後3年間を有効期間とする。
- 認証の更新は認証を受けた翌年から申請できることとする。
- 評価結果を受けて、認証取得するか否かは事業者の任意とする。
- 認証の審査方針について、基本的には事業者から申請書類にかかる証拠書類の提出を求めず、申請書類に基づく内容確認のみを行う方法をとることとする。
この際、処遇改善加算を算定していない事業者が申請する場合にのみ、キャリアパス要件等を満たしていることが分かる書類の提出を求めることとする。
- 制度の質を担保するため、認証付与後に任意で抽出した事業所に対してヒアリングや現地調査等を行い、申請内容にそぐわない場合は認証を取り消す等の措置を行う。

② 対象事業所について

- 対象事業所は、申請年度の4月1日を基準として、「事業所指定から3年が経過している、介護保険法上のサービスを提供している全ての事業所」とする。
- 1人で開設が可能な事業所の扱いについては、事業主又は事業の経営担当者が自らを事業所の配置人員としている場合を除き、「労働者が1人以上配置されている事業所」を対象とする。
- 実施要綱案（資料2）に記載の欠格条項に該当する事業所は対象外とする。

③ 評価項目の具体的な採点基準・配点について

- 資料3のとおり、平均的な事業所であれば認証が取得できる採点基準・配点とする。採点基準については毎年見直しを行い、各年度平均的な事業所が認証を取得できるようにする。
- 極端な環境の事業所が認証されないよう、資料4のとおり、認証取得に係る最低基準を設定する。

④ 職員アンケートの実施方針について

- 参考項目である事業所職員に対するアンケート調査については、下記のとおり
の取り扱いとする。
 - ・ アンケート調査は原則としてインターネット回答とする。
 - ・ 2人以上の回答があった場合、有効な調査として取り扱う。

- ・ 参考項目のアンケート結果は公開せず、各項目の平均点を事業者にのみフィードバックする。配点については資料5のとおり。この際、事業者には回答人数や回答率等は開示しない。
- ・ アンケートに回答することで職員が不利益を被ることがないように、事業者は申請段階で誓約することとする。
- ・ 参考項目のアンケート結果の取り扱いや利用方法等については、今後制度を運用していく中で必要に応じて検討を行うこととする。

⑤ 制度の周知・広報のあり方について

- 認証評価制度の情報発信、普及促進のため、認証マークを制作し、認証事業所に付与する。
- プロポーザル形式で委託先を公募する際に、制度の周知・広報の方法についても提案を受けることとする。
 - ・ 県ホームページ及び県広報誌への掲載
 - ・ 介護福祉士養成施設、福祉系高校等への通知
 - ・ 記者クラブへの投げ込み 等
- 認証を受けた事業所については、県が実施する他の介護人材確保定着事業において紹介を行う。